諮問日：令和３年９月１３日（令和３年度（個）諮問第５号）

答申日：令和４年１月２５日（令和３年度（個）答申第９号）

件　名：浜松簡易裁判所において発付された特定の逮捕状の発付時間等が分かる文書に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

別紙記載の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、静岡地方裁判所長が、本件対象個人情報を記録した文書は保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し、静岡地方裁判所長が令和３年７月１６日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第８の４に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

１　取扱要綱は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱いの運用の基本（重要な内部事務の取扱い）を定めたものであるが、法の趣旨を踏まえた「要綱」である以上、保有個人情報を請求する者にとって、法的な拘束力がどの程度およぶのか明らかではないと同時に、裁判所がこの取扱要綱の運用について法と異同なく運用するのであれば、取扱要綱を定める必要性はない。裁判所の柔軟な運用等により例外が許容される場面であると考えられる。

取扱要綱においては、事件記録のような裁判事務に関して保有しているもの

に記録された個人情報については、原則として、開示の対象にならないとあるが、ここでの「原則として」の意味は、「基本的な規則・決まりごとがあるけれどもケースバイケースで場合によっては例外が許容される」時に使われる表現と解する。「裁判事務」とは取扱要綱に定められた「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報」とは異なるが、本件開示申出に係る文書が「事件記録のような裁判事務に関して保有しているものに記録された個人情報」であっても、本件は例外が許容される場面であると考える。

また、本件処分に付記された理由は、取扱要綱の第１０の１項が示す要綱等の規定を根拠として不開示としたと思われるのだが、いかなる根拠で要綱に該当するのかを具体的に示されておらず、その根拠とともに了知し得るものとは言えず、取扱要綱第４の６項(2)の要求する理由付記としては十分ではないと言わざるを得ない。したがって、本件処分には理由の付記の不備の不当があり、その取消しを免れ得ない。

２　法４５条１項の趣旨は、同項の規定する保有個人情報には、個人の前科、収容歴等の高度のプライバシー情報を含んでおり、これらの情報を開示請求等の対象とすると、例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無、収容歴等を確認する目的で、採用予定者本人に開示請求をさせるなどすることで前科や収容歴等が明らかになり、本人の社会復帰の妨げになるなどの弊害が生じることから、そのような弊害を防止することにあるものと解されていた。しかし、本件においてはその名誉やプライバシーの侵害を考慮する必要性も認められない。刑事関連情報全てを一律に開示請求の対象から除外しようとする法４５条１項は、苦情申出人にとって、有用かつ必要な個人情報の提供を受けることを阻害する可能性がある。本件は、取扱要綱の第１０の１項の規定に当てはまらないから開示されなければならない。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　本件開示申出に係る情報は、逮捕状に関する情報等、刑事事件の事件処理に

関する文書に含まれる情報であると解されるところ、原判断庁は、当該情報について、裁判事務に関する文書に記録された情報又は法４５条１項に定める刑事事件等に関する情報であるため、保有個人情報開示手続の対象とならないとして、不開示とした。

２　保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、司法行政文書（裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。）に記録された個人情報に限られる（取扱要綱記第１の４）。また、司法行政文書に記録されている刑事事件等に関する情報は、法４５条１項に規定する情報に相当するものとして、取扱要綱記第４の開示の手続が適用されない（取扱要綱記第１０の１）。

そして、本件開示申出に係る情報を記録した文書としては、逮捕状請求書又はその添付資料が想定されるところ、これらの文書は、刑事事件に係る裁判等に関する文書であって司法行政文書には当たらない。また、本件開示申出に係る情報が記録されている可能性がある司法行政文書として、令状請求事件簿等が想定されるところ、当該文書に記録されている情報は、法４５条１項に定める刑事事件等に関する情報に当たることから、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

３　また、苦情申出人は、本件開示申出に係る情報について法４５条１項の解釈を誤って取扱要綱記第１０の１を適用したのは不当であると主張する。しかし、本件開示申出に係る情報は、前記のとおり、法４５条１項所定の保有個人情報に当たるものであり、原判断が同項の解釈・適用を誤ったとは認められない。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和３年９月１３日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年１２月１４日　　審議

④　令和４年１月２１日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものであり、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれないとされている。また、取扱要綱によれば、法４５条１項に規定する情報に相当するものについては、取扱要綱に定める開示に係る規定は適用しないこととされている。

２　そこで、本件対象個人情報について検討すると、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、本件開示申出に係る情報は、特定の刑事事件に係る逮捕状に関する情報等であって、刑事事件の事件処理に関する文書に含まれる情報であると解される。

そして、刑事事件の事件処理に関する文書のうち事件記録に含まれる情報については、裁判事務に関する文書に記録された情報に当たるから、司法行政文書に記録された情報とは認められない。

また、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、刑事事件の事件処理に関する司法行政文書として、事件簿等が想定されることが認められるが、これらの文書に含まれる特定の刑事事件に係る逮捕状に関する情報は、刑事事件に係る裁判等に関する情報に当たるということができ、法４５条１項に規定する情報に相当することから、取扱要綱に定める開示に係る規定は適用されない。

したがって、本件対象個人情報は、裁判事務に関する文書に記録された情報又は法４５条１項に規定する刑事事件に係る裁判等に関する情報に当たるとい

えるから、保有個人情報開示手続の対象とならない。

3　苦情申出人は、本件開示申出に係る情報について法４５条１項の解釈を誤って取扱要綱記第１０の１を適用したのは不当であると主張する。しかし、上記のとおり、原判断が法４５条１項の解釈や取扱要綱記第１０の１の適用を誤ったとは認められず、苦情申出人の主張を採用することはできない。

また、苦情申出人は、保有個人情報不開示通知書（以下「本件通知書」という。）の「２　開示しないこととした理由」について、取扱要綱第４の６項(2)の要求する理由付記としては十分ではない旨主張する。しかし、本件通知書には、開示しないこととした理由として、本件対象個人情報が、裁判事務に関する文書に記録された情報又は法４５条１項に定める刑事事件等に関する情報であるため、保有個人情報開示手続の対象とならない旨が記載されており、上記２の判断を踏まえれば、理由の記載自体に誤りはないことはもとより、開示申出に対する迅速な事務処理の観点及び取扱要綱の定め（取扱要綱記第４の６の(1)及び同(2)参照）に照らし、本件通知書の不開示理由の付記に不備があるとまではいえない。したがって、苦情申出人の主張を採用することはできない。

4　以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長　髙橋　滋

委員　門口　正人

委員　長戸　雅子

別紙

特定の日に浜松簡易裁判所の特定の裁判官が発付した逮捕状（特定の番号）

１　上記逮捕状の発付時間のわかる書類

２　被疑者の健康状態がわかる書類（被疑者は、重度の糖尿病であり、逮捕前にもかかわらず、インスリン注射や薬の摂取及び血糖測定器の使用を許否され、外部への連絡も絶たれた）

３　逮捕の必要性と判断した根拠